認可保育所設置者 様施設長 様

横浜市こども青少年局保育運営課長

保育所における安全対策の徹底について(通知)

既に新聞等で報道されていますが、平成23年11月9日に、市内の認可外保育施設において、 保育中の女児(生後3か月)が死亡する事故が発生しました。

9日午後7時30分頃、寝ている女児を確認したところ、呼吸をしていないことに気づき 119番通報し、病院に搬送されましたが、午後9時に死亡が確認されたとのことです。 また、死因については窒息死と報道されています。

本市としては、今回の件を受け、認可・認可外を問わず、保育施設における事故防止等の観点から、各施設における安全対策等について徹底する必要があると考えています。

つきましては、貴施設における安全対策等について改めて確認をし、事故防止に努めてく ださい。

【安全対策等の確認について】

午睡など、児童の睡眠中には、寝つきや睡眠中の姿勢、呼吸の状態、顔色等に注意し、睡眠中も子どもの様子に常に注意を払ってください。

- ① 睡眠中の児童の寝つきや睡眠中の姿勢、顔色、呼吸の状態等をきめ細かく観察(ブレスチェック等)すること(少なくとも0歳児は5分に1回、1歳児は10分に1回)。
- ② ブレスチェックは必ず記録すること。
- ③ 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。また、窒息予防のため次の点に留意してください。
 - ・布団はアイロン台くらいの固さのものが望ましい。
 - ・シーツはしわがないか常に点検する。
 - ・授乳後排気を十分にしてからベッドに移す。
 - ・睡眠時に、着衣の襟や袖口で口を塞がないよう留意する。
 - 顔のまわりやベッドの柵にタオルなどを置いたりかけたりしない。
 - ・飲み込む危険のある遊具を手の届くところに置きっぱなしにしない。

【職員配置について】

当該事故が発生した時は、1人で複数の児童を保育していたとのことです。職員配置にあたっては、各施設で十分ご留意いただいているところですが、一人で保育する時間帯が発生することがないよう、改めて確認をお願いします。